

習志野市マンション管理士派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の分譲マンション管理組合（以下、「管理組合」という。）にマンション管理士を派遣することにより、管理組合の適切な管理・運営を支援し、良好な住環境の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号、以下「マンション管理適正化法」という。）第2条第1項第1号に規定するもので、市内に存するものをいう。
- (2) 管理組合 マンション管理適正化法第2条第1項第3号に規定するものをいう。
- (3) マンション管理士 マンション管理適正化法第30条第2項に規定するマンション管理士登録簿に登録されたものをいう。
- (4) マンション管理士団体 マンション管理士により構成された団体で、市と習志野市マンション管理士派遣制度の実施に関する覚書を交わしている団体をいう。

(派遣の内容及びその業務)

第3条 市は、予算の範囲内において、管理組合からの申請に応じてマンション管理士を派遣し、マンション管理士による相談業務を行うものとする。

- 2 市は、マンション管理士の派遣にあたっては、マンション管理士団体と習志野市マンション管理士派遣制度の実施に関する覚書を締結するものとする。
- 3 この要綱に基づき派遣するマンション管理士が行う業務は、次の各号に掲げる事項に関する相談業務とする。
 - (1) 管理組合の運営、管理規約等に関するもの
 - (2) 管理費、修繕積立金等の会計に関する事項
 - (3) 管理委託契約等の契約に関するもの
 - (4) 大規模修繕計画及び長期修繕計画の作成及び見直しに関する事項
 - (5) その他マンションの維持管理に関する事項
- 4 前項に規定する業務において、次に掲げる事項は行わない。
 - (1) 耐震診断、測定器等を使用した建物の精密測定、劣化診断・調査
 - (2) 大規模修繕計画及び長期修繕計画の作成
 - (3) 修繕工事等の設計及び見積書等の比較検討
 - (4) 修繕工事等の維持管理業務の受注及び発注並びに業者の紹介

(5) 居住者間及び居住者・近隣住民間の紛争解決及び権利調整

- 5 マンション管理士の派遣人数は、1回につき1人とし、派遣回数、同一の管理組合につき1年度に2回以内とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。
- 6 派遣先における相談業務の時間は、1回の派遣につき2時間程度とする。

(派遣の申請)

- 第4条 マンション管理士の派遣を受けようとする管理組合は、習志野市マンション管理士派遣申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請者は、派遣の可否の検討及び派遣するマンション管理士の選定のため、申請書に記載した事項を市からマンション管理士団体へ基礎情報として提供することについて同意しなければならない。

(派遣の決定)

- 第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合において、マンション管理士を派遣することが適当であると認めたときは、マンション管理士団体に対し、派遣するマンション管理士の選定を依頼するものとする。
- 2 前項の規定による依頼を受けたマンション管理士団体は、派遣するマンション管理士を選定した後、申請者と日程調整を行い、その結果をマンション管理士選定結果及び派遣日報告書(様式第2号)により市に報告するものとする。
 - 3 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合において、マンション管理士を派遣することが適当でないと認めたときは、その旨を申請者に連絡するものとする。

(実績報告)

- 第6条 マンション管理士を派遣したマンション管理士団体は、派遣終了後14日以内に、第4条第1項の申請者の署名を得た習志野市マンション管理士派遣業務報告書(様式第3号)により、相談業務の実施結果を市長に報告しなければならない。

(費用の負担)

- 第7条 マンション管理士の派遣に係る管理組合の費用負担は、無料とする。

(補則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

習志野市長 あて

申請者 管理組合名 _____

住所 習志野市 _____

氏名 _____ ⑩

役職 _____

電話番号 _____

習志野市マンション管理士派遣申請書

次のとおり、マンション管理士の派遣を申請します。

1. 相談内容

[Empty box for consultation content]

2. 参加予定者

_____（役職 _____）、_____（役職 _____）等約（ _____）名

3. 派遣希望場所

（ _____ ）

4. 派遣希望日（申込日から3週間以降の日時。派遣決定後相談員から直接日時調整のご連絡をします。）

第1希望 _____年 _____月 _____日（ _____）、（午前、午後） _____時から2時間

第2希望 _____年 _____月 _____日（ _____）、（午前、午後） _____時から2時間

第3希望 _____年 _____月 _____日（ _____）、（午前、午後） _____時から2時間

5. ご相談に関連して用意できる書類に○をつけて下さい。

- ・管理規約／細則
- ・会計関係書類
- ・総会／理事会議案書／議事録
- ・長期修繕計画
- ・建物／設備図面
- ・修繕工事履歴
- ・（ _____ ）

6. 建物及び管理の概要

項目	概要 ○印又は記入		
建物の構造	S（鉄骨造）、RC（鉄筋コンクリート造）、SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）		
棟数/階数/戸数	（ _____）棟、地上（ _____）階/地下（ _____）階、住戸（ _____）戸/店舗等（ _____）戸		
建築時期	築（ _____）年（ _____）年竣工		
耐震診断	済、予定（ _____）年頃、無	耐震補強	実施済、無
管理規約	直近の作成年（ _____）年、無	標準管理規約に準拠	している、していない
長期修繕計画	直近の作成年（ _____）年、無		
管理方式	全部委託、一部委託、自主管理 :（管理会社名： _____）		
管理費等	平均管理費（ _____）円/戸月、平均修繕積立金（ _____）円/戸月		
役員の数と任期	（ _____）名、輪番制/立候補制/併用、1年/2年/2年(半数毎)		

7. その他ご希望があれば記入下さい。

（ _____ ）

(注意事項)

- ・ご相談内容以外の事項をお聞きする場合がありますので、差支えない範囲でご記入ください。
- ・本申請書に記載された事項は、派遣の可否の検討及び相談員の選定のため市からマンション管理士の団体に基礎情報として提供しますのでご了承下さい。

様式第2号（第5条第2項）

マンション管理士選定結果及び派遣日報告書

年 月 日

習志野市長 あて

マンション管理士団体名

年 月 日に_____管理組合より申請がありましたマンション管理士派遣について、マンション管理士の選定結果及び派遣日を次のとおり報告いたします。

1. 派遣するマンション管理士の氏名

2. 派遣日時

年 月 日（ ） 時 分から

様式第3号（要綱第6条）

習志野市マンション管理相談員派遣業務報告書

年 月 日

習志野市長 あて

マンション管理士団体名

㊟

相談員氏名 _____

申請者署名 _____

マンション管理相談員派遣業務の実績を、次のとおり報告します。

管理組合名					
住所					
申請者氏名		役職		電話番号	
相談日時	年 月 日 ()、 時 分～ 時 分				
出席者氏名	(役職)、 (役職)ほか 合計 ()名				
相談概要					

* この報告書は、派遣終了後2週間以内に住宅課に提出して下さい。